

地球温暖化対策実行計画の策定について

（部会報告案）

平成 24 年 月

枚方市環境審議会地球温暖化対策実行計画検討部会

目次

第1章 計画策定の背景等	1
1. 地球温暖化問題.....	1
(1) 地球温暖化のメカニズム.....	1
(2) 地球温暖化の現状.....	1
(3) 地球温暖化による影響.....	2
2. 地球温暖化に関する国内外の動向.....	3
(1) 国際動向.....	3
(2) 国内動向.....	3
(3) 枚方市の地球温暖化対策の主な取り組みと今後の方向性.....	4
第2章 計画の基本的事項	7
1. 目的.....	7
2. 位置付け.....	7
3. 計画期間.....	7
4. 他の計画との関係.....	8
5. 対象.....	9
(1) 対象とする地域.....	9
(2) 対象とする主体.....	9
(3) 対象とする温室効果ガス.....	9
第3章 枚方市の地域特性	10
1. 自然特性.....	10
(1) 位置・地勢.....	10
(2) 気候.....	11
2. 社会経済特性.....	12
(1) 人口と世帯数.....	12
(2) 産業等.....	13
(3) 交通.....	14
(4) 土地利用動向.....	17
第4章 温室効果ガス排出量の現況と将来推計	19
1. 現況推計.....	19
(1) 現況推計の概要.....	19
(2) 現況推計の結果.....	20
2. 将来推計.....	22
(1) 将来推計の基本的な考え方.....	22
(2) 将来推計結果.....	22
第5章 温室効果ガス排出量の削減目標	23
1. 削減目標の考え方.....	23
2. 削減目標.....	23
第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策の展開	25
1. 基本方針.....	25
2. 各主体の役割・責務.....	26

(1) 行政	26
(2) 市民	26
(3) 事業者	26
3. 施策体系	27
4. 具体的な施策	28
5. 市民・事業者の取り組み	36
(1) 市民に求められること	36
(2) 事業者求められること	37
第7章 計画の推進	39
1. 計画の推進体制	39
2. 計画の進行管理	39

第1章 計画策定の背景等

1. 地球温暖化問題

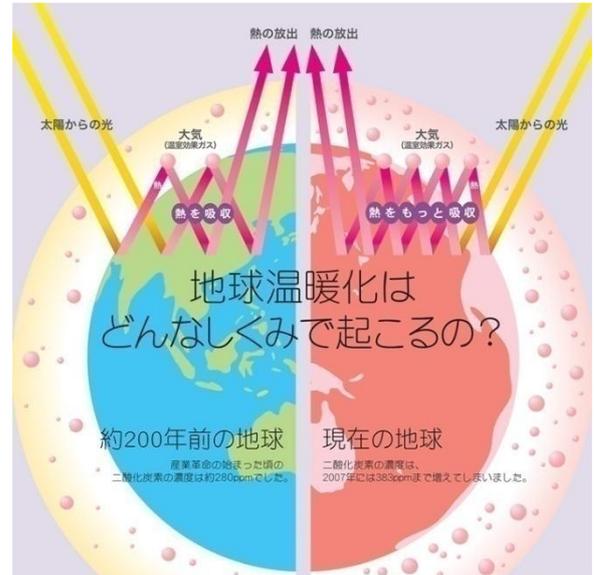
(1) 地球温暖化のメカニズム

地球を覆っている大気には、窒素、酸素、二酸化炭素などの様々な気体があります。その中でも、二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、水蒸気などは、温室効果ガスと呼ばれています。

太陽からのエネルギーによって地表は暖められ、赤外線（熱）を放射し、その多くは宇宙空間に放出されますが、温室効果ガスは赤外線（熱）を大気中で吸収し、再びその一部を地表に放射して地表付近の大気を暖める働きをしています。

この仕組みによって、地球の平均気温は 14℃程度に保たれ、私たち人間や動植物にとって、住み良い環境になっています。

しかし、産業革命以降の私たちの活動により、人為的な温室効果ガスが大気中に大量に排出されるようになりました。その結果、大気中の温室効果ガスの量が増加し、赤外線（熱）をさらに吸収するようになり、気温が上昇し始めています。

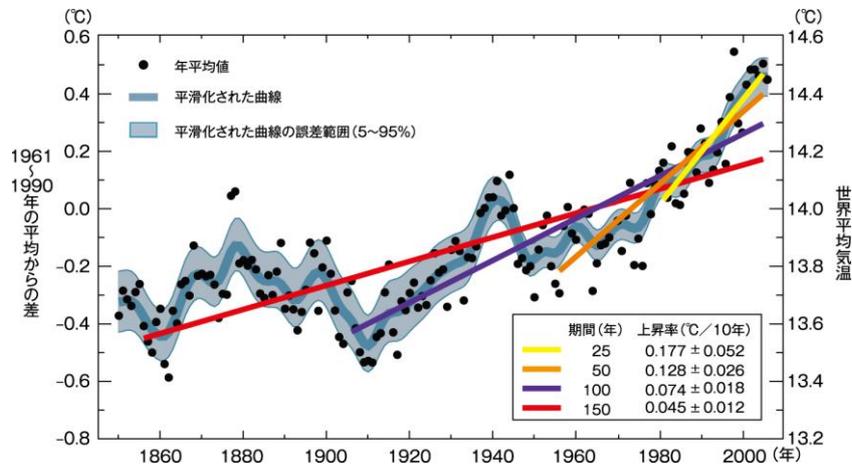


出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図 地球温暖化のメカニズム

(2) 地球温暖化の現状

平成 19 (2007) 年に公表された IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第 4 次評価報告書では、明治 39 (1906) 年から平成 17 (2005) 年までの 100 年間で、世界の平均気温は 0.74℃上昇しており、地球が温暖化していることは疑う余地はなく、気温上昇の多くは人為的な活用によってもたらされた可能性が非常に高いとしています。また、最近 50 年の気温上昇は、過去 100 年の上昇速度のほぼ 2 倍となっており、近年、温暖化の進行が加速しています。



出典：環境省「STOP THE 温暖化 2012」

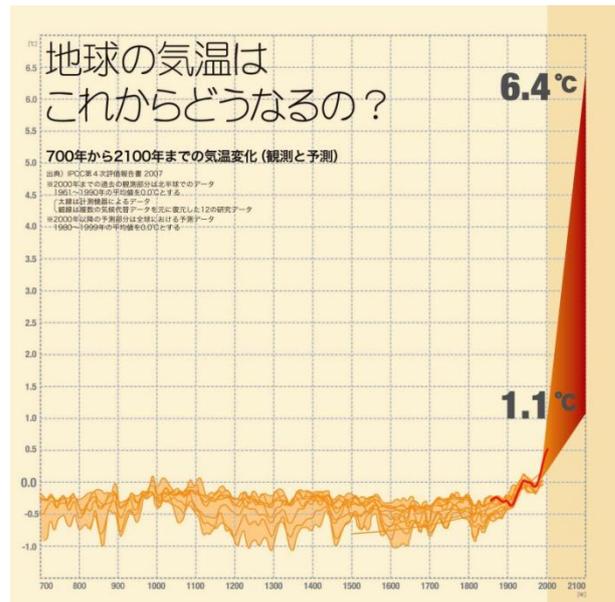
図 世界平均気温の上昇

(3) 地球温暖化による影響

地球温暖化が進むことによって、世界各地で既に氷河の減少、生態系の異変、異常気象などの影響が確認されていますが、将来的にはさらに深刻な影響が生じると考えられています。

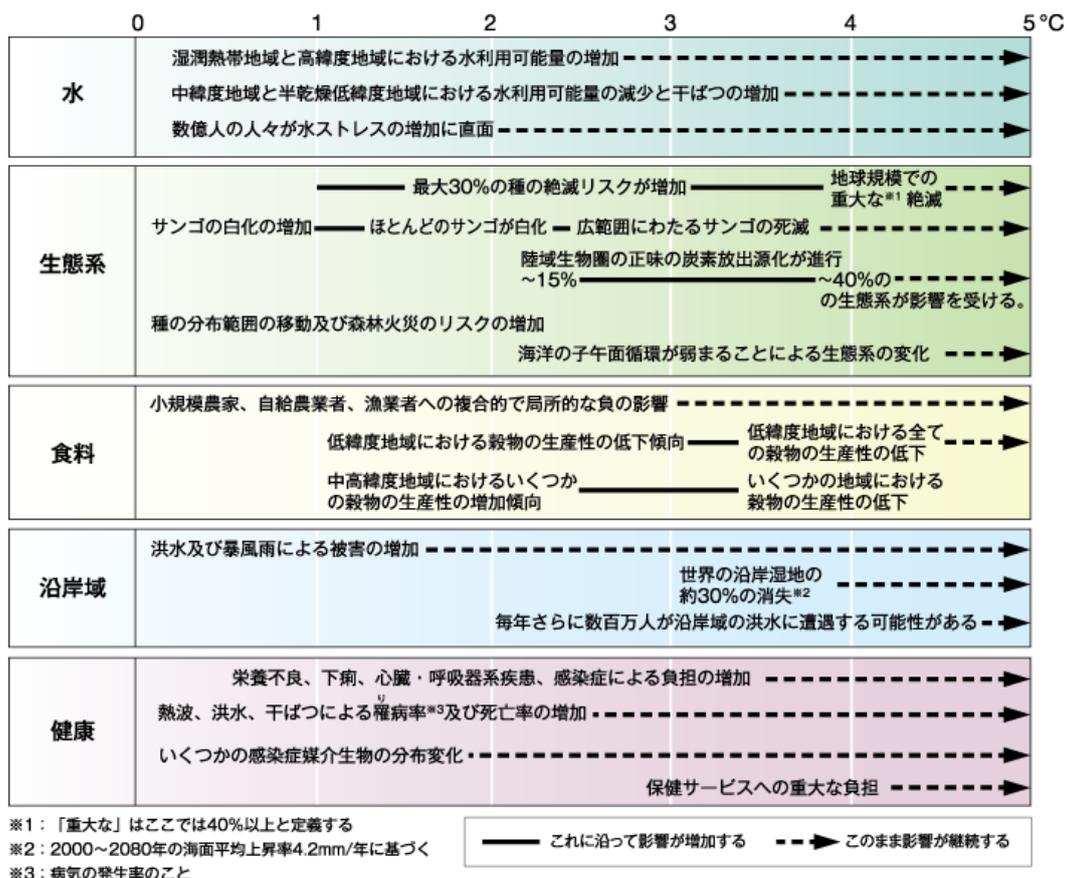
世界の平均気温の上昇は、21世紀末までに、最も気温上昇を小さく抑えたシナリオでも約1.8℃（予測幅 1.1～2.9℃）、最も気温上昇が大きいシナリオでは約4.0℃（予測幅 2.4～6.4℃）と予測されています。

また、今後約20年間で、シナリオの違いに関係なく、0.4℃気温が上昇すると予測されており、気温の上昇幅によって、私たちや動植物などに様々な影響が出現すると考えられています。



出典：環境省「STOP THE 温暖化 2012」

図 気温変動（観測と予測）



出典：環境省「STOP THE 温暖化 2012」

図 気温の上昇による主な影響

2. 地球温暖化に関する国内外の動向

(1) 国際動向

①京都議定書採択までの動き

- 平成 4 (1992) 年にブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議 (地球サミット) で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、平成 6 (1994) 年には 155 か国が署名し、条約が発効しました。
- 平成 9 (1997) 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) で、先進国における温室効果ガス排出削減目標等を定めた京都議定書が採択され、平成 17 (2005) 年に発効しました。この中で日本は、温室効果ガスの排出量を第一約束期間 (平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年) に、基準年である平成 2 (1990) 年 (ただし、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs) および六フッ化硫黄 (SF₆) については平成 7 (1995) 年) から 6%削減することが義務付けられました。

②ポスト京都議定書をめぐる動き

- 平成 21 (2009) 年にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) では、先進国における削減目標や途上国における削減行動の提出などを盛り込んだコペンハーゲン合意への留意が決定されました。
- 平成 22 (2010) 年にメキシコのカンクンで開催された気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16) では、コペンハーゲン合意が正式に COP 決定の形で採択され、工業化以前に比べ気温上昇を 2°C以内に抑えるとの観点から、平成 62 (2050) 年までの世界規模の大幅排出削減や、途上国支援を強化するための枠組みなどを定めたカンクン合意が採択されました。
- 平成 23 (2011) 年に南アフリカ共和国のダーバンで開催された気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17) では、将来の枠組みに関し、法的文書を作成するための新しいプロセスである「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を設置し、遅くとも平成 27 (2015) 年中に作業を終えて、新たな枠組みを平成 32 (2020) 年から発効させるなどのダーバン合意が採択されました。また、京都議定書の第二約束期間の設定に向けて合意されたものの、日本やロシアなどは不参加となりました。

(2) 国内動向

①国における動き

- 京都議定書の採択を機に、日本における本格的な地球温暖化対策が進められることになり、平成 10 (1998) 年には、「地球温暖化対策推進大綱」が決定されるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。) が制定されました。
- 平成 17 (2005) 年に、京都議定書で課せられた温室効果ガス排出量の 6%削減という目標を確実に達成するために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」を策定しました。また、温対法が改正され、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に対する温室効果ガスの排出量の算定や報告の義務化などを規定した「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」が新たに導入されました。
- 平成 20 (2008) 年に温対法が改正され、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。
- 平成 20 (2008) 年には、「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定され、平成 62 (2050) 年

までに温室効果ガスの排出量を現状から 60～80%削減する目標を掲げました。

- 平成 22 (2010) 年 1 月には、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを平成 32 (2020) 年までに平成 2 (1990) 年比で 25%削減するとの目標を気候変動枠組条約事務局に提出しました。
- 地球温暖化対策に関しての基本原則や温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標等を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を平成 22 (2010) 年 3 月に閣議決定し、国会に提出しました。同法案は一旦廃案となりましたが、同年 10 月に再度閣議決定し、国会に提出した後、継続審議となっています。
- 中長期目標を実現するための対策・施策の具体的な姿や経済効果等を提示するため、平成 22 (2010) 年 3 月に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ (環境大臣試案)」を発表しました。その後、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会において議論を行い、同年 12 月には、これまでの検討の内容を取りまとめた「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿 (中長期ロードマップ) (中間整理)」を同審議会地球環境部会に報告しています。
- 平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大地震を契機に、現行のエネルギー基本計画をゼロベースで見直し、新たなエネルギーミックスとその実現のための方策を含む新しい計画についての議論が進められています。
- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が平成 23 (2011) 年 8 月に成立し、再生可能エネルギー源 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成 24 (2012) 年 7 月からスタートしています。

②大阪府における動き

- 平成 7 (1995) 年に「大阪府地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成 12 (2000) 年と平成 17 (2005) 年に改定を行いました。
- 平成 17 (2005) 年に「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定し、エネルギー多量消費事業者に対して、対策計画書や実績報告書の届出等の義務付けを行っています。
- 平成 23 (2011) 年に「大阪 21 世紀の新環境総合計画」を策定し、国の取り組みと連動し、平成 2 (1990) 年度比で温室効果ガス排出量を 25%削減することを目標としています。
- 平成 24 (2012) 3 月に「温暖化対策おおさかアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) ～」を策定しました。なお、この計画は、国の地球温暖化対策やエネルギー政策が流動的な要素があるものの、大阪府として地球温暖化対策の取り組みを推進する必要があることから、当面は短期の具体的な対策を推進するために策定された計画であり、平成 26 (2014) 年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で 15%削減することを目標に掲げています。

(3) 枚方市の地球温暖化対策の主な取り組みと今後の方向性

①再生可能エネルギーに関する取り組み

- 太陽光発電システムを導入する市民や事業者に対して、経費の一部を助成するとともに、公共施設においても積極的に導入するなど、太陽光エネルギーの利用拡大を図りました。
- 市民等の寄付による市民共同発電所の設置に向けた活動の支援を行いました。

- 平成 20（2008）年 12 月に本格稼働した東部清掃工場では、廃棄物の焼却に伴い発生する熱エネルギーを利用した廃棄物発電設備（4,500kW）の導入を行い、場内での利用のほか余剰電力については電力会社に売却をしています。

太陽光などの再生可能エネルギーに関する情報発信の強化や公共施設への率先導入など、再生可能エネルギーの利用を拡大するための取り組みをさらに充実させていく必要があります。

②市民・事業者の活動促進に関する取り組み

- 市民・事業者の省エネ・省 CO₂ 活動を促進するため、日常の CO₂ 削減行動をチェックする「ひらかたエコチェック DAY」や電気の消灯を呼びかける「ライトダウンキャンペーン」、「COOL BIZ」「WARM BIZ」の推奨等を呼びかける「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施するなど、様々な取り組みを行いました。
- 平成 21（2009）年 4 月には、市内事業者と枚方市地球温暖化対策協議会を設立し、省エネセミナーや啓発イベントを開催するなど、事業者との連携を強化した取り組みを行いました。

枚方市地球温暖化対策協議会や中間支援組織である NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議などと連携し、今後も啓発キャンペーンや情報提供等を継続的に実施・拡充していく必要があります。

③低炭素化につながる環境整備に関する取り組み

- ドライ型ミストの設置や打ち水の実施、透水性・保水性舗装の整備を行うとともに、緑のカーテンコンテストを実施するなど、ヒートアイランド対策を推進しました。
- 環境負荷の少ない交通利用の促進に向けて、公共交通マップの配布やエコドライブ講習会などを開催しました。
- 「枚方市東部地域里山保全基金」を活用した支援や各地区における森づくり委員会の開催、里山保全活動団体との意見交換会、森林ボランティアの育成事業等を通じ、里山保全の取り組みを推進しました。
- ビオトープ池や都市公園の整備を行うとともに、小中学校において緑のじゅうたんの整備を行いました。
- 「ふれあい朝市」や「ふれあいツアー」を開催するとともに、エコレンゲ米の普及・促進を図るなど、農地の保全や地産地消の取り組みを推進しました。

夏の暑さ対策として、引き続きヒートアイランド対策を推進するとともに、環境負荷の少ない交通体系の推進や東部地域の里山をはじめとする緑の保全を図る取り組みを充実していく必要があります。

④循環型社会の形成に関する取り組み

- 平成 11（1999）年から、「平成 9 年度比でゴミ半減」を目指し、ゴミ袋の透明・半透明化及び大型ごみの有料化の実施並びに排出抑制や分別排出によるスマートライフの実践についての啓発を行うなど、ゴミ減量化と資源化に取り組んでいます。
- 平成 20（2008）年 2 月には、北河内 4 市（枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市）で組織された一部事務組合の「北河内 4 市リサイクルプラザ かざぐるま」が稼働したことにより、ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を全市域で開始し、同プラザで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器リサイクル協会を通じて再生資源業者による再資源化、再商品化を行っています。

○また、同年 12 月には、枚方市東部清掃工場が完成し、焼却による排ガスの廃熱をボイラーで回収して蒸気を発生させ、4,500kW の発電と工場内での給湯に熱利用をしています。なお、発電した電力は、工場内で使用するほか、余剰電力については、電力会社に売電しています。

○平成 21 (2009) 年 6 月には、ごみの発生抑制を最優先とし、地球温暖化防止のため、低炭素社会の実現に向けた取り組みを基本構想に掲げ、持続可能な社会を目指す計画として、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画 (改訂版)」を策定し、循環型社会の構築に取り組んでいます。

循環型社会の構築や低炭素社会の実現に向け、ごみの発生抑制を最優先にライフスタイルの見直しも含めた資源の有効利用などの取り組みをさらに推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現をめざしていく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1. 目的

本計画は、本市の自然的社会的特性に応じた、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を推進するための方向性や取り組みを示したものであり、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策を推進するために策定するものです。

2. 位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく地方公共団体実行計画として策定するものです。また、平成23年3月に策定した「第2次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定するものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間とします。

ただし、基準年度は京都議定書の基準年度である平成2(1990)年度とし、目標年度については、国の方針や長期的な視点も踏まえる必要があることから、中期目標①の年度を平成32(2020)年度、中期目標②の年度を平成34(2022)年度、長期目標年度を平成62(2050)年度として設定します。なお、国における地球温暖化対策やエネルギー政策などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。概ね5年後に中間見直しを行います。

表 計画の基準年度と目標年度

項目		年度
基準年度		平成2(1990)年度
目標年度	<u>中期目標①</u>	平成32(2020)年度 <u>(国の中期目標年度)</u>
	<u>中期目標②</u>	平成34(2022)年度 <u>(本計画の最終年度)</u>
	長期目標	平成62(2050)年度 <u>(国の長期目標年度)</u>

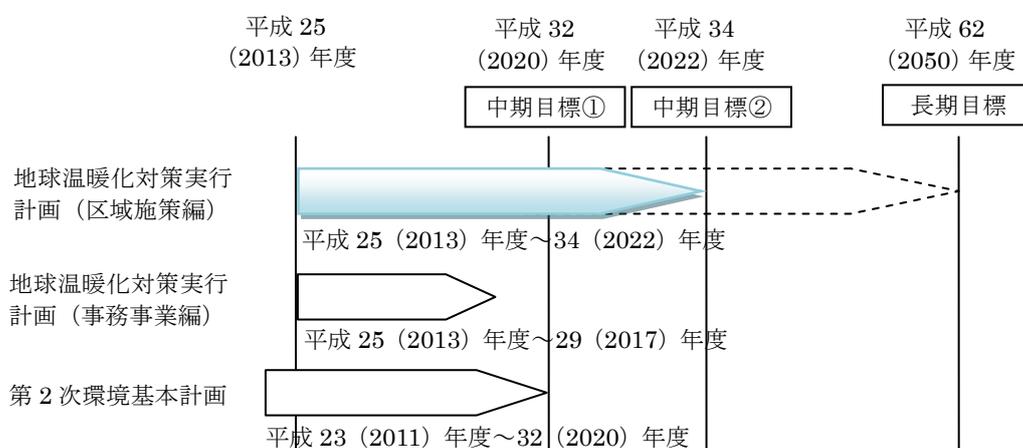


図 計画期間と目標年度

4. 他の計画との関係

本計画は、平成 16（2004）年 3 月に策定した「枚方市地域新エネルギービジョン」、同年 7 月に策定した「枚方市暑気対策指針」及び平成 17（2005）年 10 月に策定した「グリーンコンシューマー行動推進指針」を取り込む形で統合した計画として新たに策定するものです。

また、上位計画である「第 4 次枚方市総合計画」や分野別行政計画である「第 2 次枚方市環境基本計画」、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)」などとの整合を図りながら、地球温暖化対策に関する具体的な取り組みを推進する計画となっています。

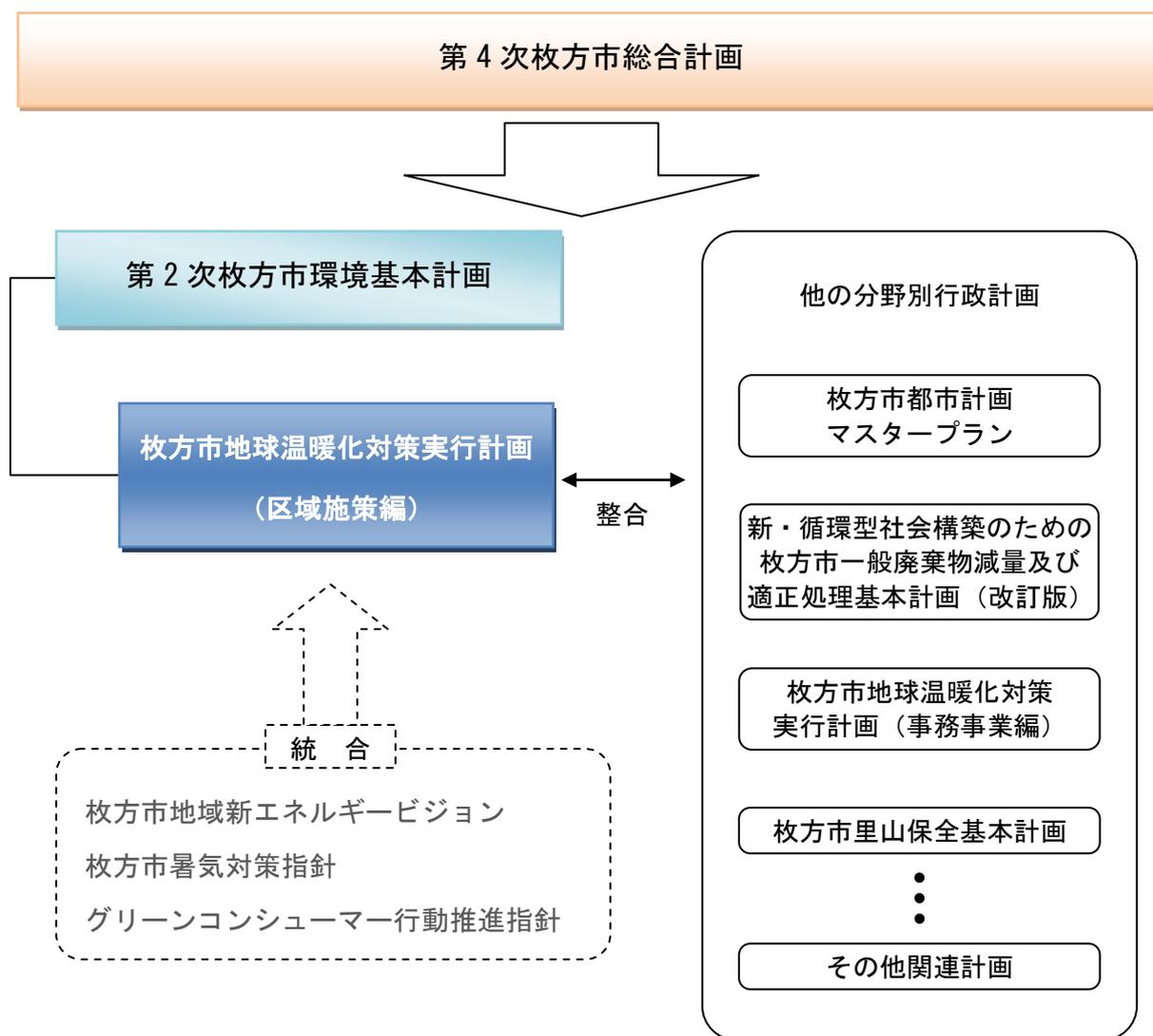


図 他の計画との関係

5. 対象

(1) 対象とする地域

本計画の対象地域は、枚方市全域とします。

(2) 対象とする主体

本計画の対象となる主体は、本市の温室効果ガスの排出にかかわる全ての市民、事業者、行政のあらゆる主体とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）の6種類ですが、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）については、全体に占める割合はごく僅かであり、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とします。

表 温室効果ガスと主な発生源

	温室効果ガス	人為的な主な発生源
計画の対象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼等
	メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立て等
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、農地の土壌、家畜排せつ物の管理、工業プロセス等
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷凍機器・空調機器の冷媒、断熱材の発泡剤、エアゾールの噴射剤等に使用
計画の対象外	パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造用や電子部品等の不活性液体等に使用
	六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体の製造用等に使用

※パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）については、全国的に排出量が減少傾向にあり、国内における平成 22（2010）年度における温室効果ガスの総排出量に占める割合は 1%未満となっています。

第3章 枚方市の地域特性

1. 自然特性

(1) 位置・地勢

本市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、北は京都府八幡市、東は京都府京田辺市、奈良県生駒市、南は大阪府寝屋川市、交野市、西は淀川を挟んで大阪府高槻市、島本町と接しています。

市東部は、生駒山地から男山丘陵に伸びる丘陵・山地地形をなし、西部は海拔10m前後の沖積低地で、中央の大部分は海拔20～50mの枚方台地が占めています。この枚方台地を、船橋川、穂谷川、天野川が南東から北西に横切って淀川に流れ込んでいます。これらの河川は、普段は豊富な水量はなく中流域付近の枚方台地には灌漑用のため池が設けられています。

また、西部の沖積低地の一部に台地が迫るなど、特徴的な段丘崖がみられます。このため、川沿いの地域に形成された市街地部から西方向に延びる幹線道路は、この段丘による高低差により、勾配の大きい坂道が多くみられます。

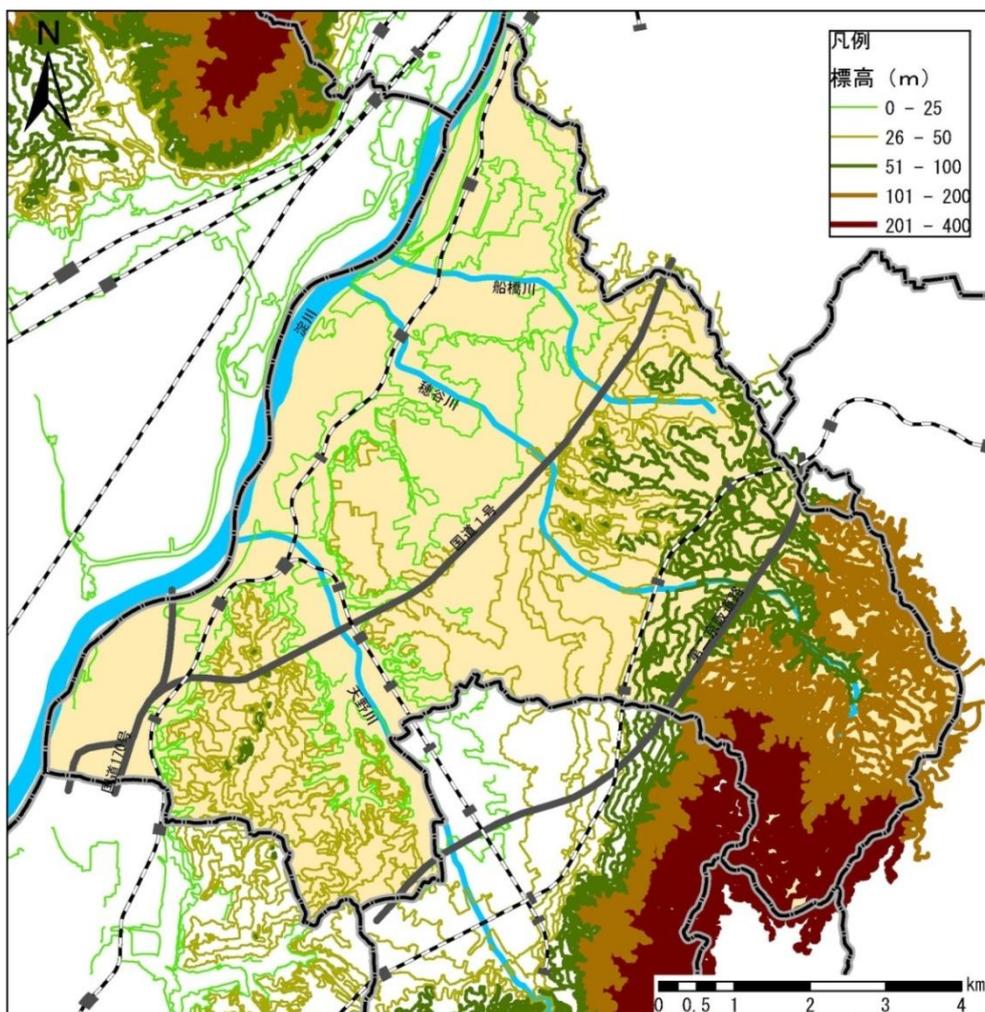


図 本市の地勢

(2) 気候

本市の気候は瀬戸内気候区に属し、日照も多く比較的温暖で穏やかな気候を示しています。平成 23 (2011) 年の平均気温は 16.1℃、最高 37.2℃、最低-3.7℃となっています。

また、直近 30 年間の年平均気温についてみると、年度により若干変動はあるものの上昇傾向にあり、2℃以上上昇しています。この平均気温の上昇に伴い、熱帯夜(日最低気温が 25℃以上を記録した日)の日数も増加する傾向にあり、平成 2 (1990) 年あたりから大阪湾岸域の大阪市における熱帯夜日数の頻度と類似してきています。

大阪湾岸域において暖められた大気が海風により淀川に沿って内陸に運ばれ、その大気がとどまりやすい地形的特性や近年における都市化の進行等により、気温の高まりとともに、熱帯夜日数の増加の要因になっていると考えられます。

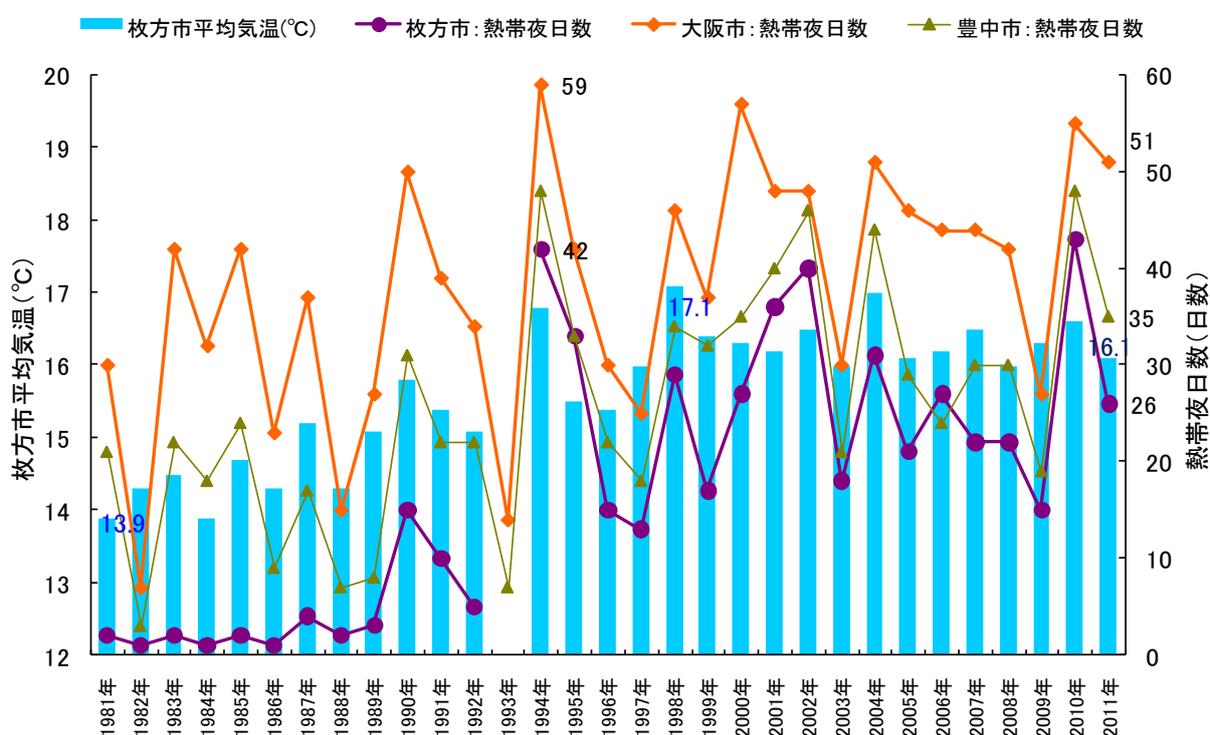


図 平均気温と熱帯夜日数の変化

出典：大阪管区気象台

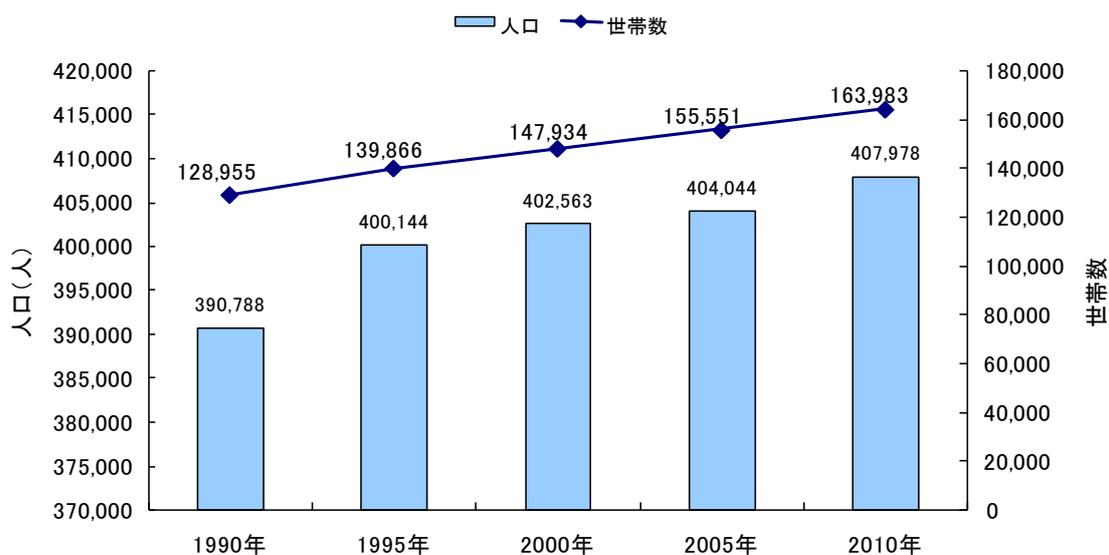
測定地点について

平成 5 (1993) 年の枚方市のデータについては、測定地点を移設したため欠測しています。

2. 社会経済特性

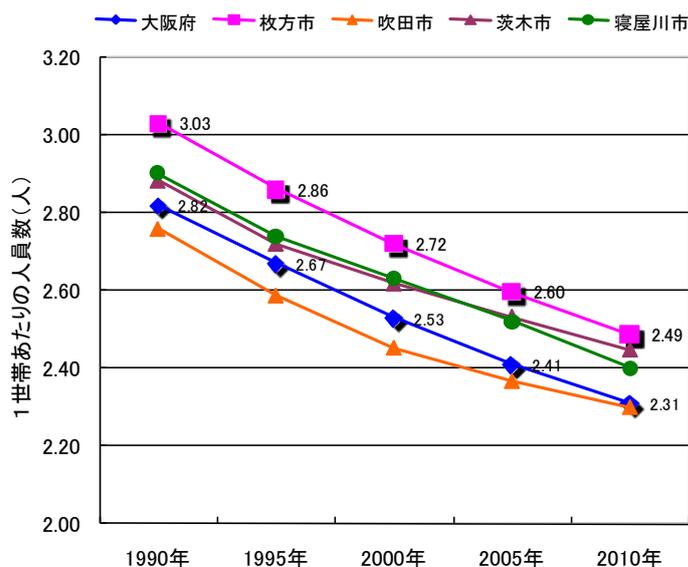
(1) 人口と世帯数

本市の人口は平成 22 (2010) 年現在において 407,978 人、世帯数は 163,983 世帯です。人口、世帯数ともに増加傾向にありますが、平成 7 (1995) 年辺りから増加率は緩やかになっています。一方で、世帯数の増加が人口の増加の幅より大きいいため、1 世帯あたりの人員数は、平成 2 (1990) 年に 3.03 人だったものが、平成 22 (2010) 年には 2.49 人と減少しています。本市の 1 世帯あたりの人員数は、大阪府及び近隣の特例市より多い傾向を示しています。



出典：国勢調査、枚方市統計書

図 人口と世帯数の推移



出典：国勢調査、枚方市統計書

図 世帯あたりの人員数の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いており、これに伴い老年人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行しています。

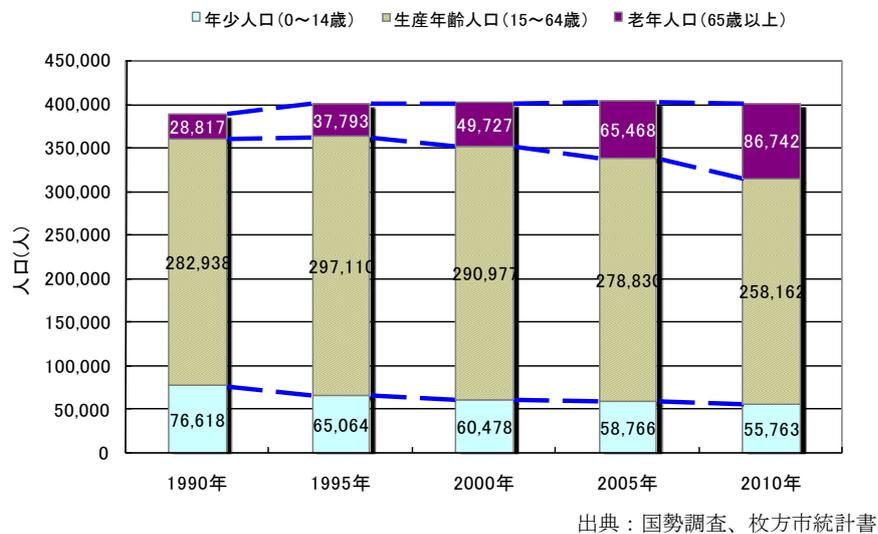


図 年齢3区分別人口の推移

(2) 産業等

①事業所数と従業者数の推移

本市の事業所数と従業者数の推移をみると、従業者数は年により増減はあるものの増加傾向にあります。第3次産業の従業者数は概ね増加傾向を示していますが、第1次、第2次産業とも減少しています。

一方、事業所数は平成18（2006）年において、約1万事業所あるものの、すべての産業においても減少傾向にあります。また、産業分類別に推移をみると、卸売・小売業や飲食店等が著しく減少している状況にあります。

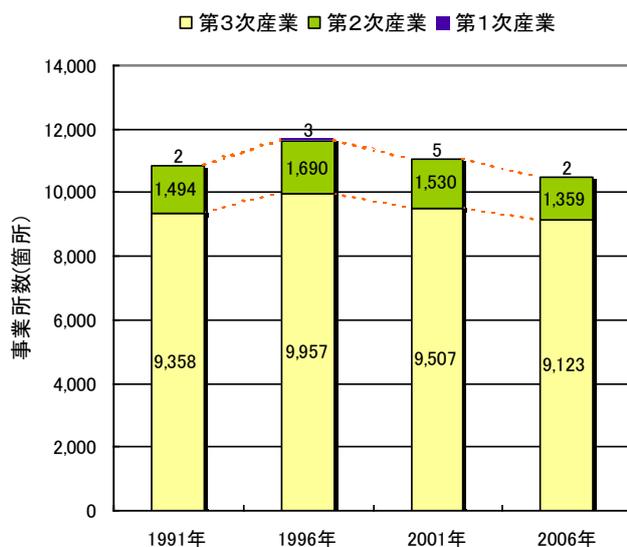
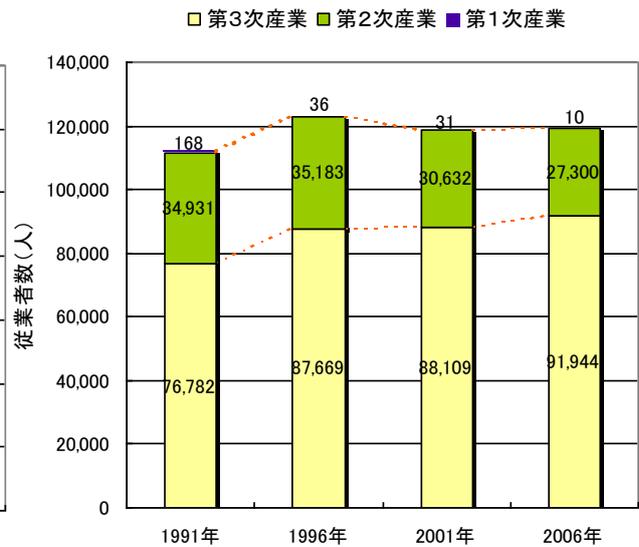


図 事業所数の推移



出典：枚方市統計書

図 従業者数の推移

②製造品出荷額の推移

近年の製造品出荷額については、製造業等の事業者が減少傾向にあるものの、平成 19 (2007) 年まで増加傾向にありましたが、この年を境に減少傾向にあります。

また、平成 22 (2010) 年の総出荷額のうち、生産用機械器具製造業の出荷額が最も多く、約 45% を占めています。

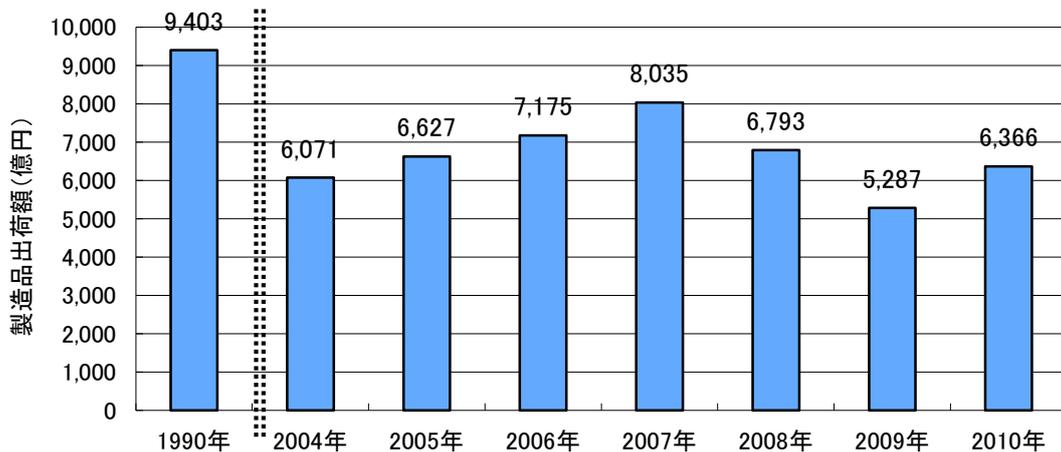


図 製造品出荷額の推移

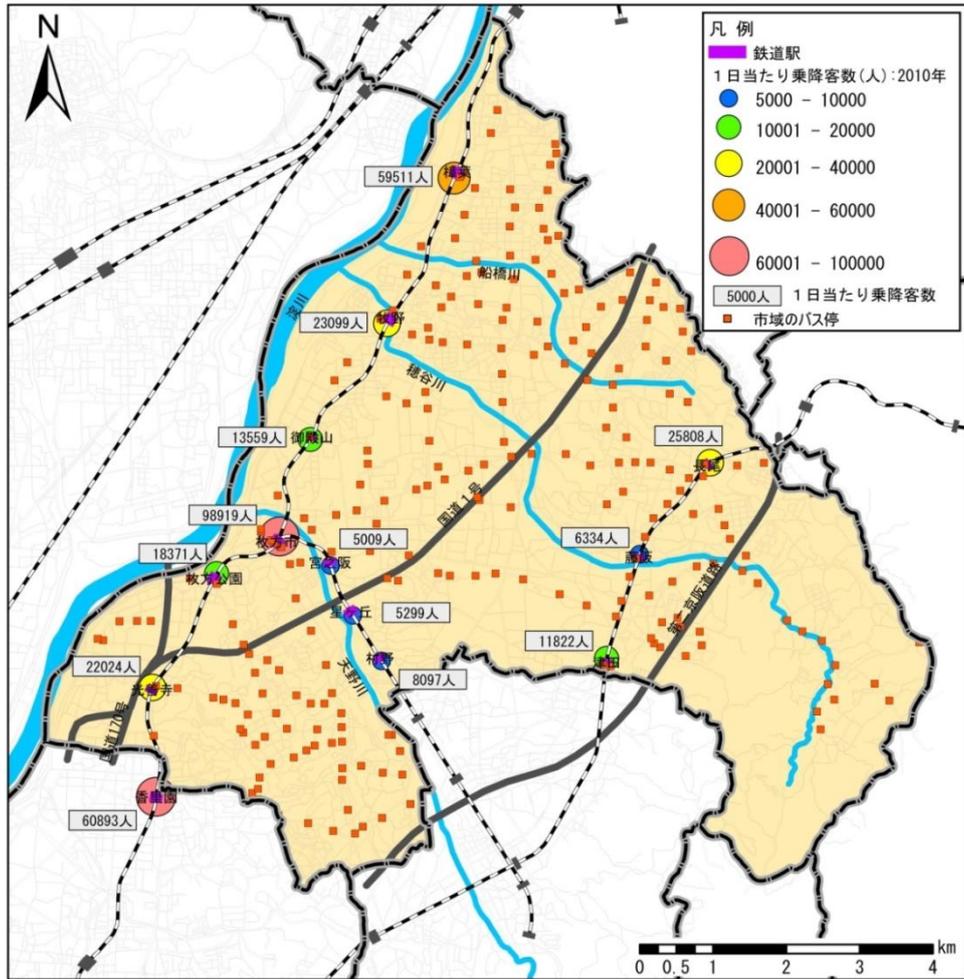
出典：枚方市統計書

(3) 交通

①公共交通機関の利用状況

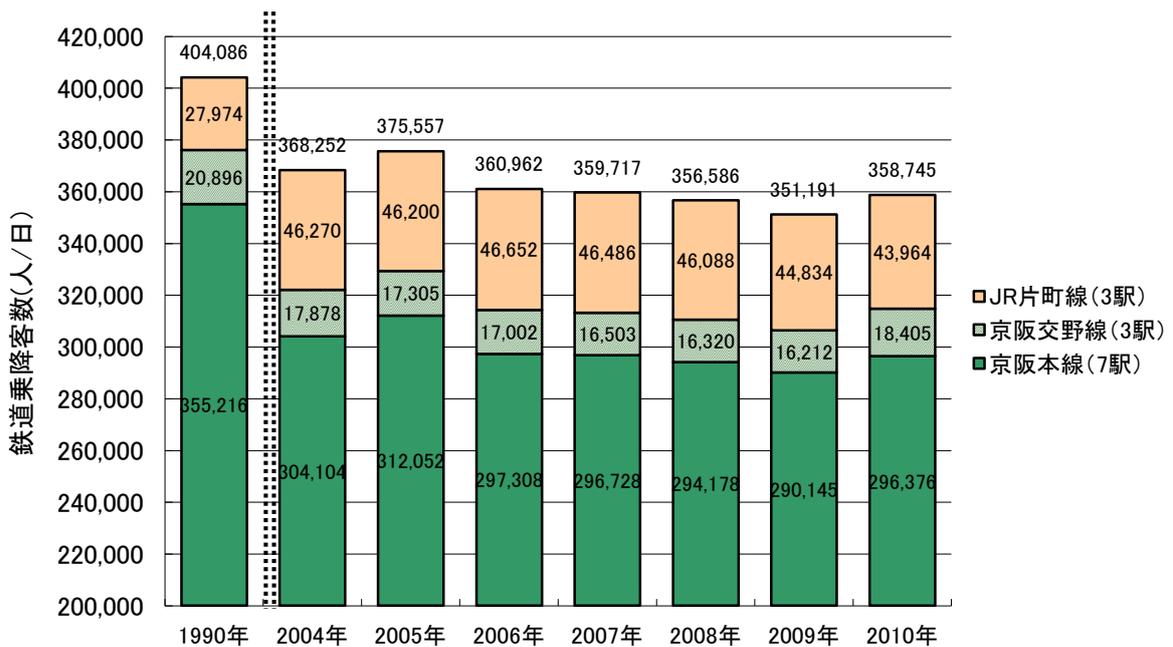
市域を通る鉄道は西端を淀川に沿うように京阪本線、これに並行して東部に **JR 学研都市線** があります。また、これらの 2 線を結ぶように京阪交野線が天野川に沿って通っています。京阪本線の 7 駅は、平成 22 (2010) 年における市域の乗降客数の約 8 割を占め、このうち枚方市駅の一日の乗降客数は 98,919 人 (平成 22 (2010) 年) と **最も多い** 状況にあります。

路線バスは市域の東西方向の公共交通網を補完しています。主要なバス停のうち、平成 22 (2010) 年において乗降客数が最も多い枚方市駅 (年間 14,725 千人) は、隣接市の高槻市や茨木市からの路線もあり、市域の中心的ターミナルとなっています。次いで乗降客の多い樟葉駅 (年間 6,648 千人) は、駅周辺を含め、事業所が集積した企業団地・家具団地、八幡市の男山団地周辺を結ぶ路線を持っています。



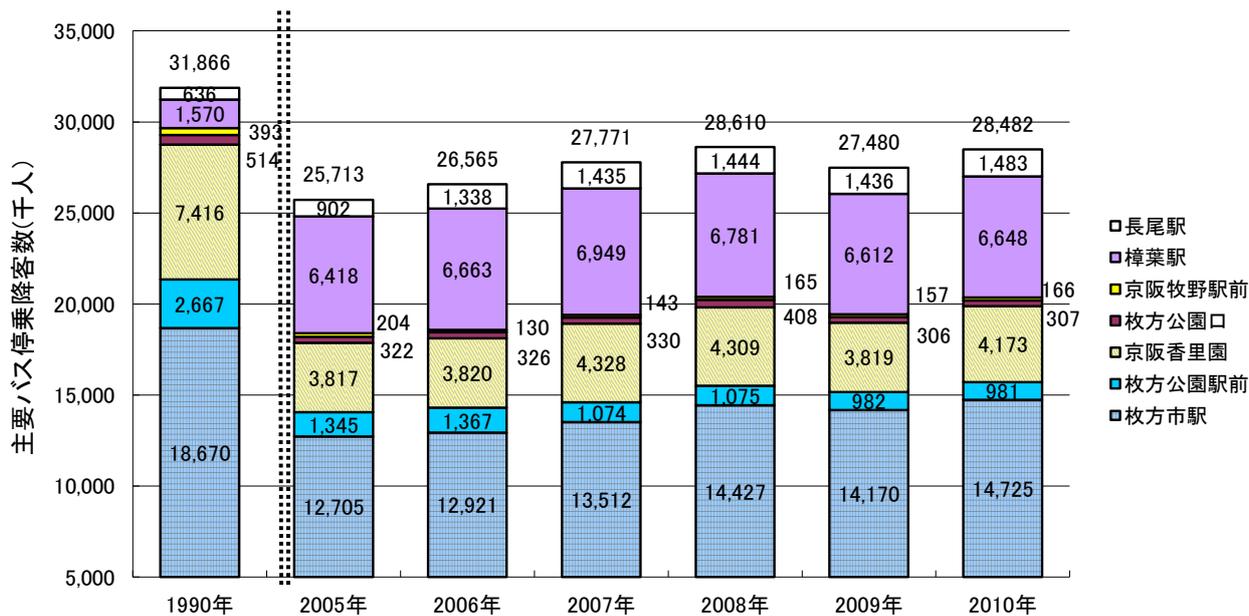
出典：国土交通省国土数値情報、枚方市統計書

図 鉄道駅とバス停の乗降客数



出典：枚方市統計書

図 1日あたりの鉄道乗降客数の推移

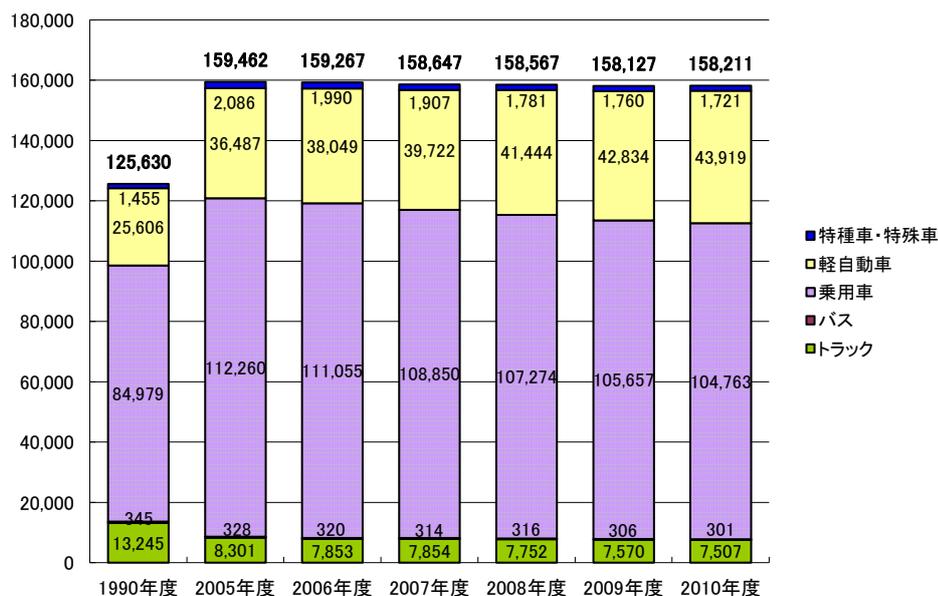


出典：枚方市統計書

図 主要バス停における年間乗降客数の推移

②自動車登録台数の状況

市域における自動車登録台数のうち、平成 2 (1990) 年度と平成 22 (2010) 年度を比較すると、乗用車と軽自動車台数の増加が大きく、約 32,000 台増加しています。一方、平成 17 (2005) 年度以降の自動車登録台数の総数をみると微減傾向にあります。軽自動車の登録台数が増加する傾向にあり、乗用車の登録台数は減少しています。



出典：枚方市統計書

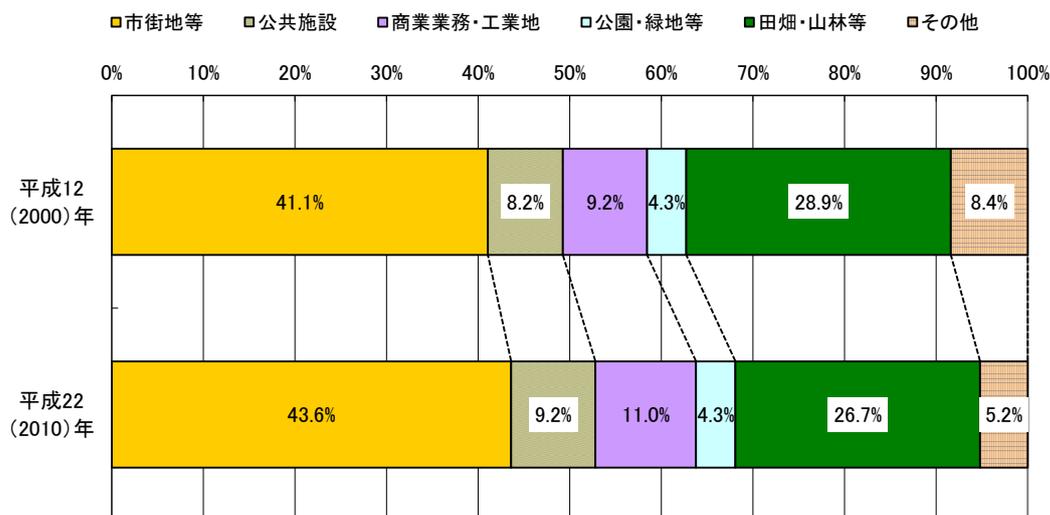
図 自動車登録台数の推移

(4) 土地利用動向

①土地利用の現況

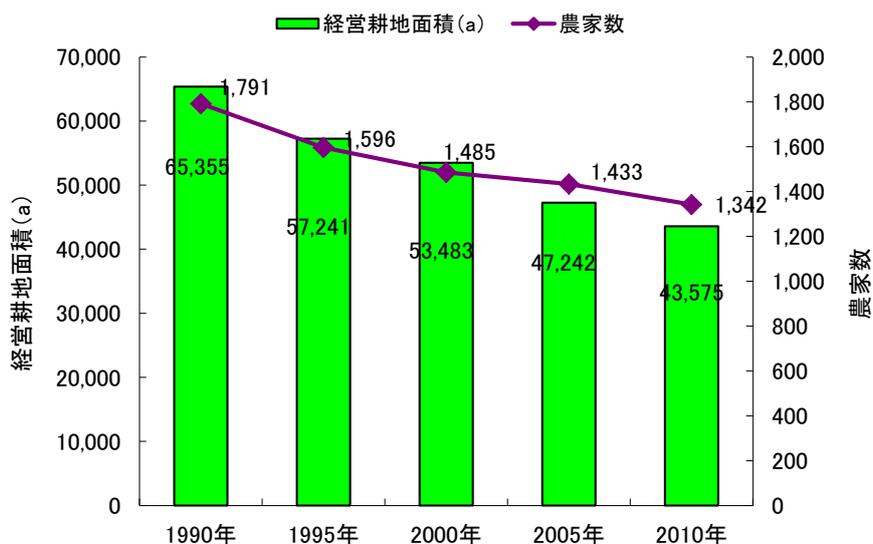
平成22(2010)年の住宅地を含む市街地等は43.6%を占めており、平成12(2000)年から10年間で2.5%増加しています。一方、田畑・山林等については、2.2%減少しています。また、土地利用のうち、田畑に相当する経営耕地面積の推移をみると、平成22(2010)年の耕地面積は平成2(1990)年と比較して約33%減少し、農家数も449戸減少しています。

市域の市街地等は市の中央部から以西に多く分布しています。商業業務系の土地利用は駅周辺を中心に分布し、工業地等土地利用は幹線道路等に隣接するように分散的に分布しています。



出典：都市計画基礎調査

図 土地利用の推移



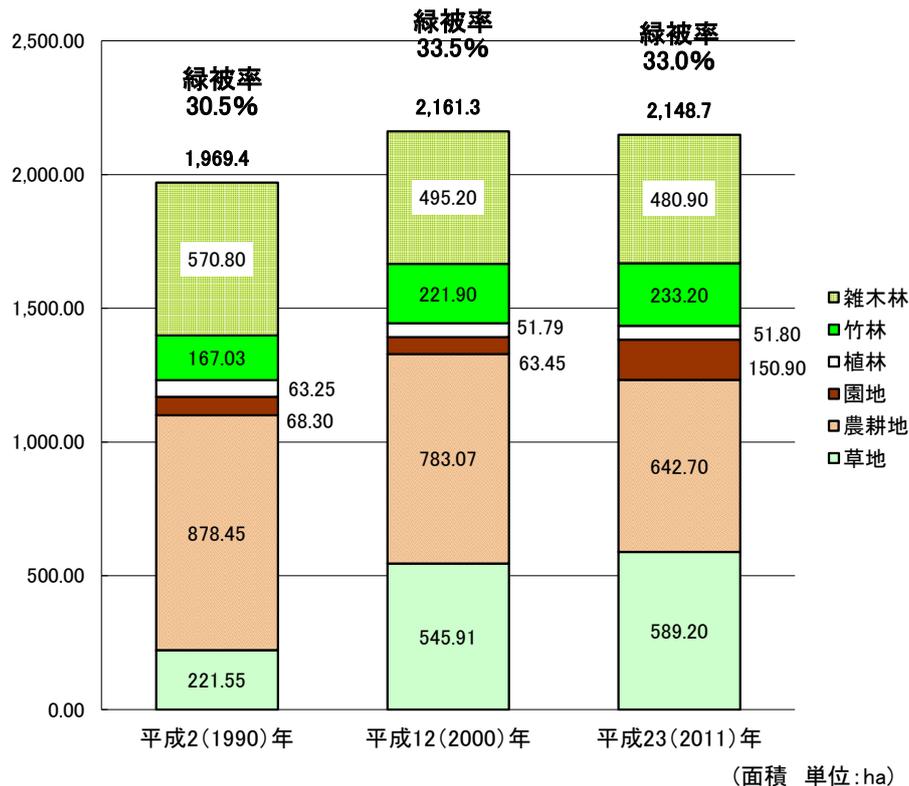
出典：枚方市統計書

図 耕地面積等の推移

②緑被率の変化

平成23(2011)年の市域における緑被面積は、平成12(2000)年から約12.6ha減少しました。これは、市街地等の拡大により雑木林や農耕地が減少したため、緑被が低下したものと推測されます。また、緑被面積のうち、竹林面積は増加傾向にあり、近年の山林等管理の粗放化等により竹林面積の拡大に繋がっていると考えられます。

こうした緑被面積の減少及び市街化の進行が、気温上昇や熱帯夜の増加に繋がり、ヒートアイランド現象の要因になっていると考えられます。



出典：枚方市ふるさといきもの調査

図 緑被面積の推移

・緑被率について

「ふるさといきもの調査」では、「植物によって覆われた部分の土地」の面積割合を緑被率として算出。

・平成2(1990)年から平成12(2000)年の緑被面積の増加について

平成2(1990)年の植生図で河川法面の「草地」が読み取られず、草地が少なくカウントされたため。

第4章 温室効果ガス排出量の現況と将来推計

1. 現況推計

(1) 現況推計の概要

市域から排出される温室効果ガスの排出量について、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」を参考に、現況推計を行いました。

なお、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の4種類とし、5つの部門に分けて算定を行っています。

表 温室効果ガス排出量の算定対象部門

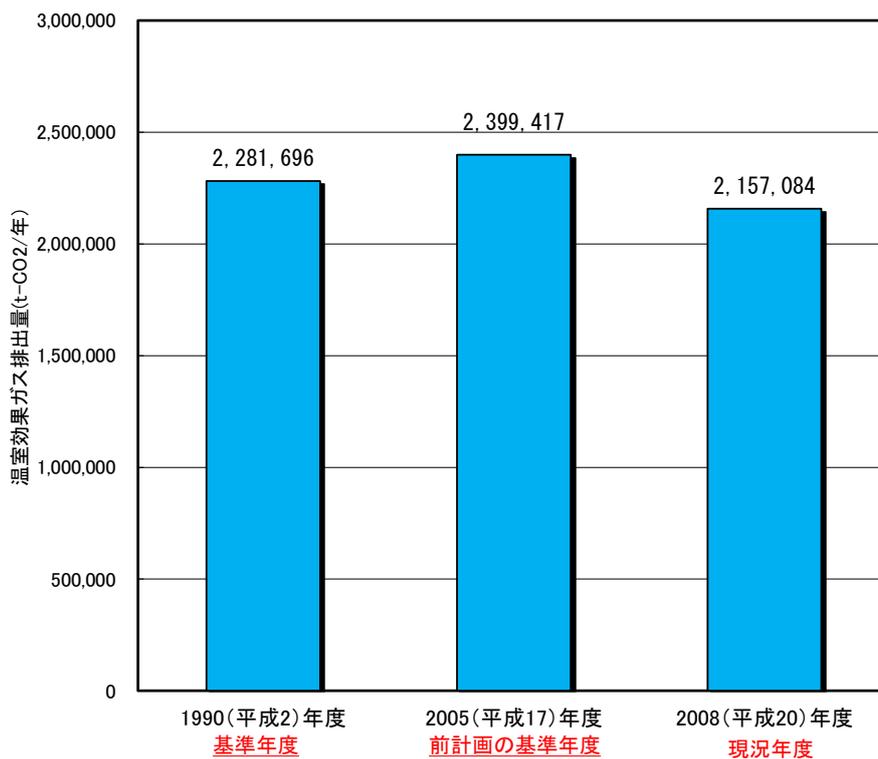
部 門	内 容
産業部門	製造業、農林水産業、工業、建設業等の事業活動に伴う排出
民生業務部門	卸・小売業、飲食店、教育施設、病院、娯楽施設、公共施設等の事業活動に伴う排出
民生家庭部門	家庭生活からの排出
運輸部門	自動車、鉄道からの排出
廃棄物部門	一般廃棄物の焼却、し尿処理、下水処理に伴う排出

(2) 現況推計の結果

① 温室効果ガス総排出量の動向

平成 20 (2008) 年度の温室効果ガス総排出量は 2,157 千 t-CO₂ であり、平成 2 (1990) 年度の温室効果ガス総排出量 2,282 千 t-CO₂ と比較して約 5% 減少、平成 17 (2005) 年度から約 10% 減少しています。

また、平成 20 (2008) 年度の温室効果ガス排出量の約 98% が二酸化炭素であり、大半を占めています。



※温室効果ガスの排出量が本計画の基準年度から一度増加し、その後減少に転じている状況を示すため、参考までに前計画の基準年度である 2005 (平成 17) 年度のグラフを挿入しています。

図 温室効果ガス総排出量の動向

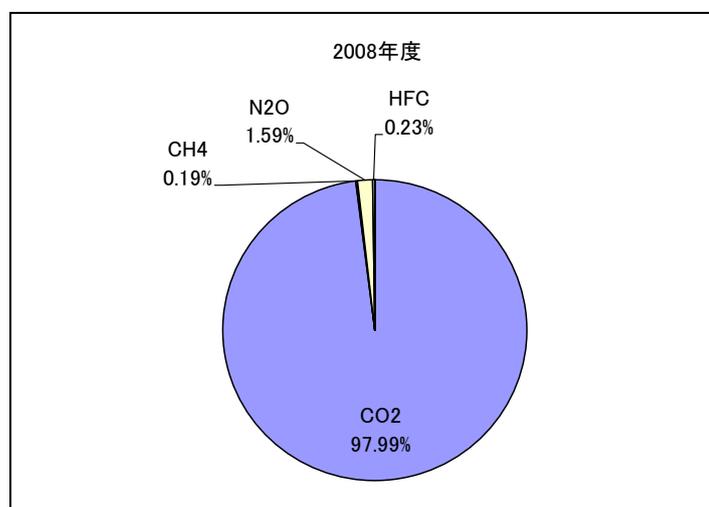


図 温室効果ガス別の排出量割合

②部門別温室効果ガス排出量

平成 20 (2008) 年度の部門別の温室効果ガス排出量は、平成 2 (1990) 年度と比較して、産業部門が約 29%減少していますが、民生家庭部門は約 28%、民生業務部門は約 8%、運輸部門は約 13%、廃棄物部門は約 7%それぞれ増加しています。また、平成 17 (2005) 年度との比較でみると、民生家庭部門は約 3%、民生業務部門は約 21%、運輸部門は約 5%、廃棄物部門は約 6%それぞれ減少する傾向にあります。

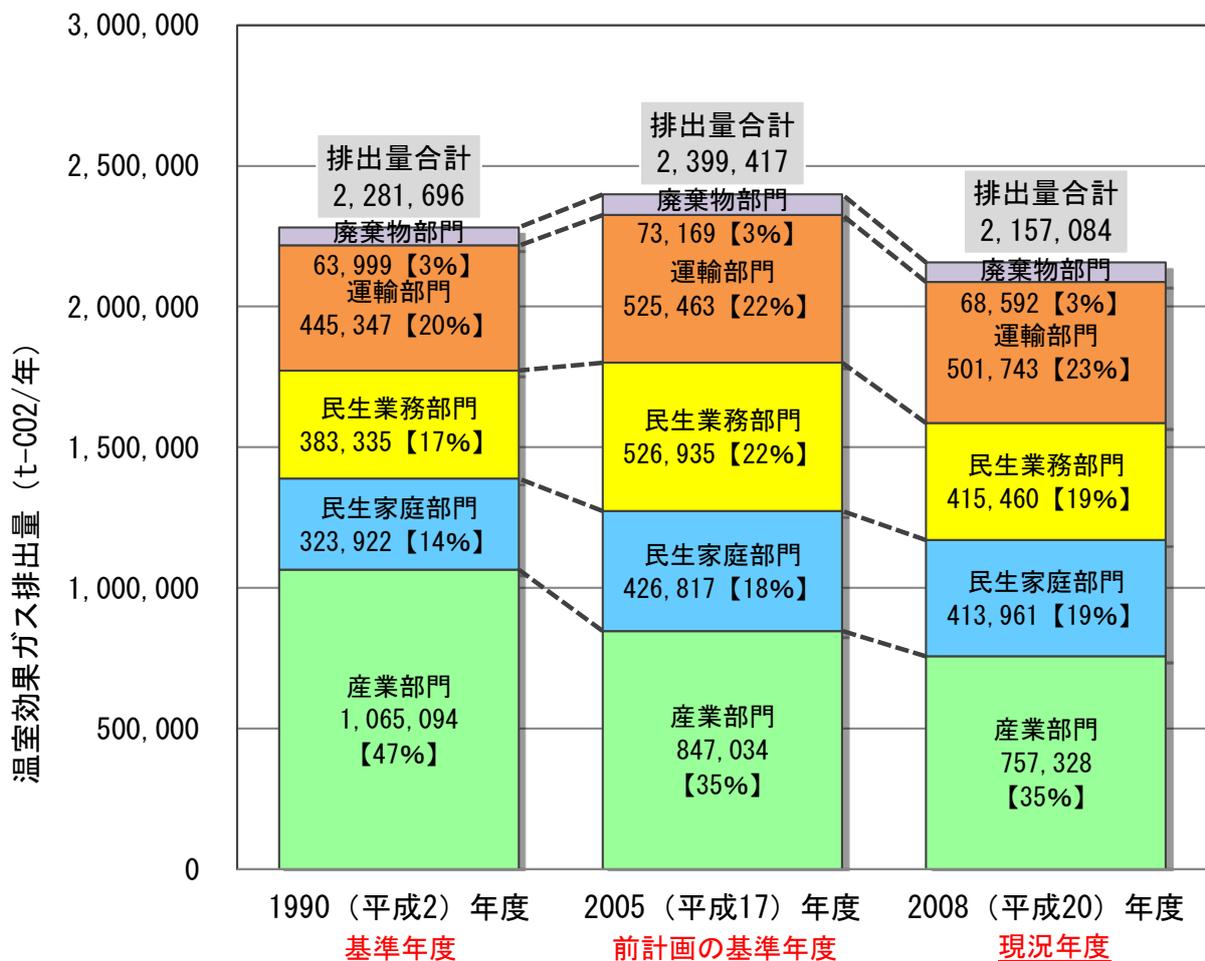


図 部門別温室効果ガス排出量の動向

2. 将来推計

(1) 将来推計の基本的な考え方

平成 20 (2008) 年度の状況を基準として、今後、追加的な地球温暖化対策を実施しないまま推移した場合 (現状趨勢ケース) の平成 34 (2022) 年度における温室効果ガス排出量を、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアル (第 1 版)」に基づき推計しました。

なお、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) の 4 種類とします。

(2) 将来推計結果

現状趨勢ケースで平成 34 (2022) 年度における温室効果ガス排出量を推計すると、平成 2 (1990) 年度から約 3%減少、平成 20 (2008) 年度から約 2%増加すると予測されます。また、温室効果ガス別の排出量の割合は、平成 20 (2008) 年度からほとんど変化はありません。

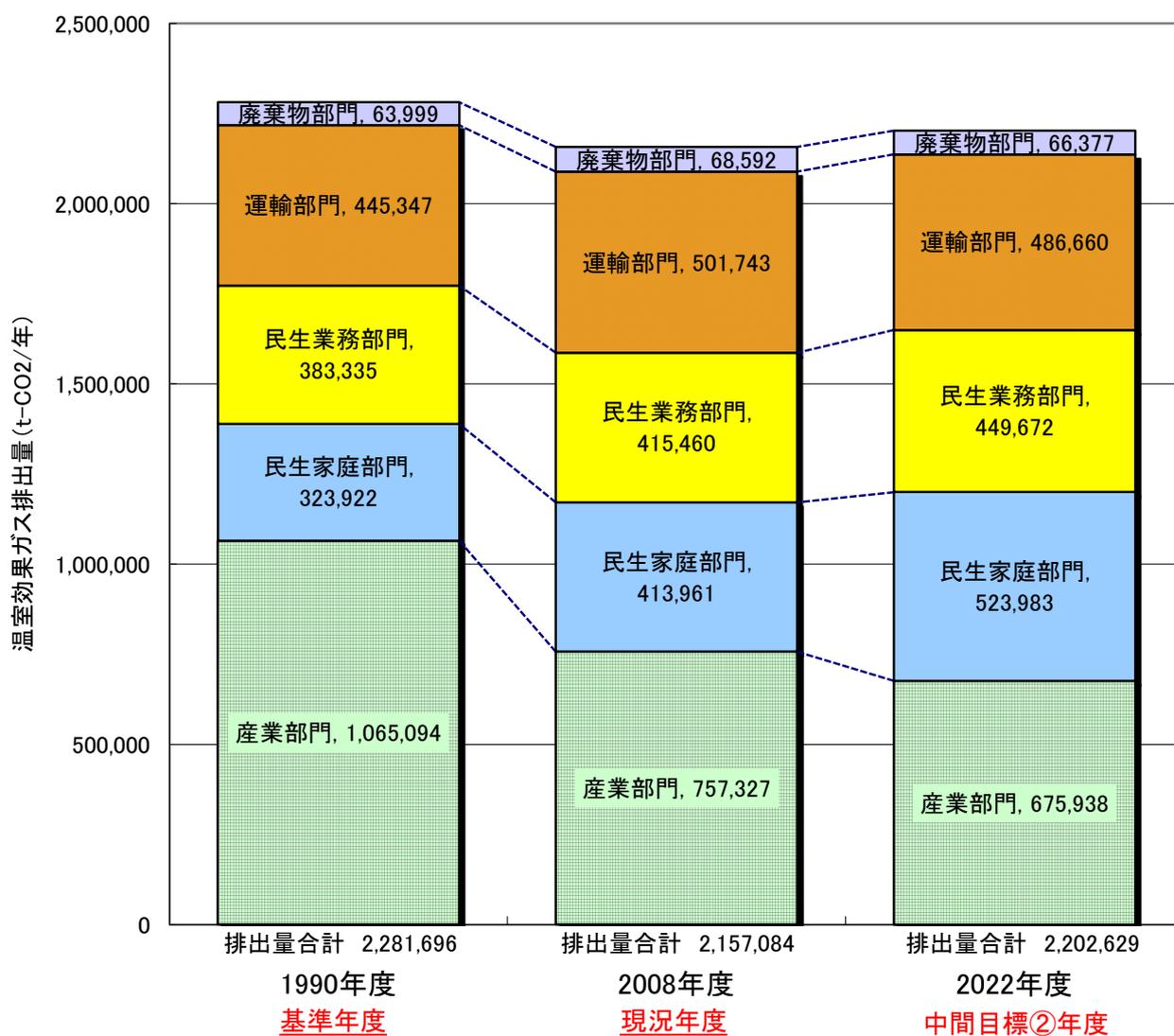


図 部門別温室効果ガス排出量の将来推計

第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 削減目標の考え方

これまで、国は平成20（2008）年に閣議決定した「低炭素社会づくり行動計画」において、平成62（2050）年度までに、温室効果ガスの排出量を現状から60～80%削減するという長期目標を定めました。

また、平成21（2009）年には、平成32（2020）年までに国内から排出される温室効果ガスを平成2（1990）年比で25%削減するという、新たな中期目標を定めることを表明しました。

平成22（2010）年には、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」が公表され、「地球温暖化対策基本法案」も閣議決定されました。これらのロードマップや法案において、平成32（2020）年に平成2（1990）年比で25%削減、平成62（2050）年に80%削減が目標として掲げられています。

一方、東日本大震災以降、国の地球温暖化対策やエネルギー政策の方向性が不透明な中で、温室効果ガス排出量の削減目標を設定するのは大変困難な状況にあります。本市としては、地球温暖化対策の重要性に鑑み、現時点では従来の国における考え方や方向性に基づき、削減目標を設定することとします。

なお、今後、国の地球温暖化対策やエネルギー政策の方向性が見直された場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行うこととします。

2. 削減目標

本計画の削減目標として、「中期目標①」、「中期目標②」及び「長期目標」の3つを設定します。

「中期目標①」及び「長期目標」は、国の中期及び長期目標に合わせて、平成32（2020）年度に平成2（1990）年度比で25%以上削減、平成62（2050）年度に80%以上削減と設定します。

また、「中期目標②」は、本計画の最終年度である平成34（2022）年度を目標年度として、「中期目標①」から「長期目標」への必要な年間の削減率を踏まえ、平成2（1990）年度比で29%以上削減することを目指します。

中期目標① 平成32（2020）年度（国の中期目標年度）

温室効果ガス排出量を平成2（1990）年度比で25%以上削減

中期目標② 平成34（2022）年度（本計画の最終年度）

温室効果ガス排出量を平成2（1990）年度比で29%以上削減

長期目標 平成62（2050）年度（国の長期目標年度）

温室効果ガス排出量を平成2（1990）年度比で80%以上削減

「中期目標②」の平成 34（2022）年度における温室効果ガス排出量の将来推計値は、平成 20（2008）年度から 46 千 t-CO₂ 増加すると予測されており、目標を達成するためには、すべての主体による対策によって、583 千 t-CO₂ 削減する必要があります。

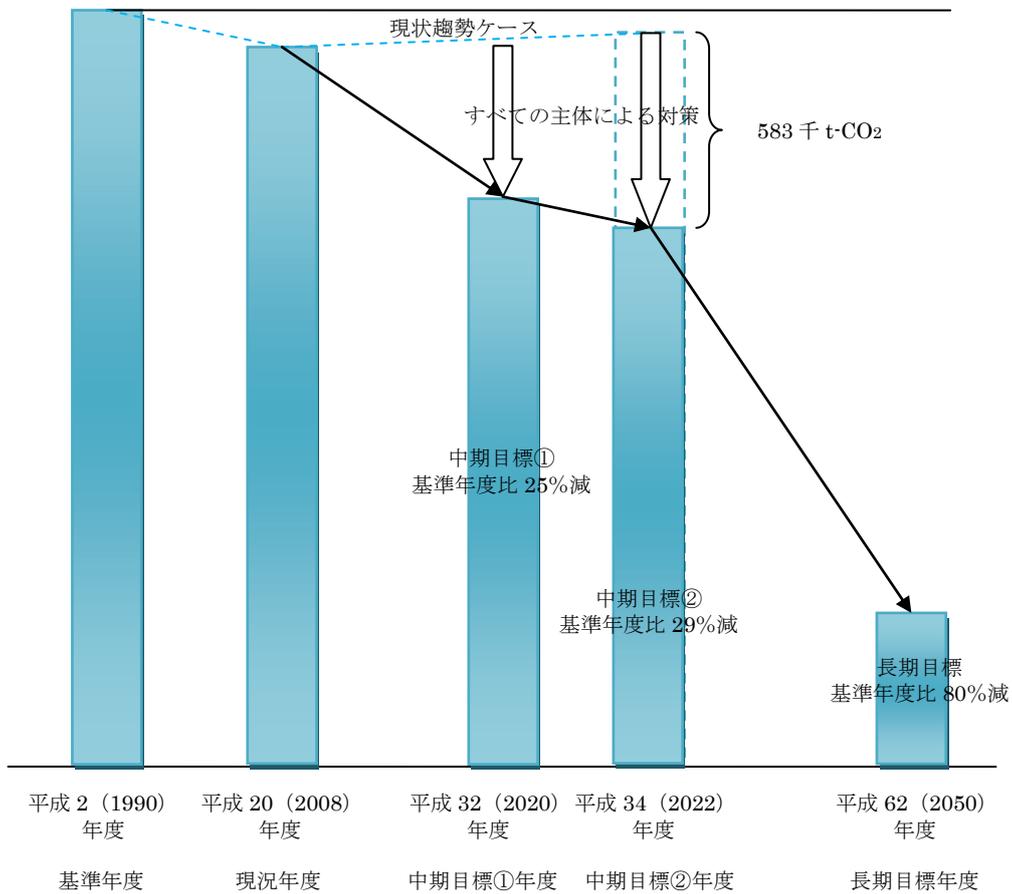


図 目標設定の考え方

第6章 温室効果ガス排出量削減に向けた施策の展開

1. 基本方針

46億年という地球の長い歴史の中で、化石燃料や鉱物等の資源、水や大気等の循環物質、多種多様な生態系などが相互に関連しながら、恵み豊かな地球環境を育んできました。私たちの生活は、このように長い年月をかけて創り出された豊かな環境を基盤として成り立っています。

しかし、産業革命以降の社会経済活動は、地球規模での環境負荷を増大させ、人類の生存基盤に関わる深刻な地球環境問題を生じさせました。特に、地球温暖化問題は、今後も新興国を中心に経済成長が見込まれる中で、エネルギー需要量の増加と化石燃料への高い依存傾向は続き、より一層深刻になると予想されています。

こうした中で、現在の世代が享受している恵み豊かな環境を将来の世代にも引き継ぎ、持続可能な社会にするためには、単に経済活動を抑制するのではなく、快適な生活を維持しつつ、温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を目指していかなければなりません。

そのためには、市民・事業者・行政が認識を共有し、すべての主体が地球温暖化対策を進めることにより、温室効果ガスの排出抑制と経済活動との両立を目指すことが必要になります。本計画では、次のとおり4つの基本方針を設定し、すべての主体が取り組みを進めていきます。

基本方針1 再生可能エネルギーの利用拡大

二酸化炭素の排出がより少ないエネルギーへの転換を進めるため、太陽エネルギーをはじめとする再生可能エネルギーの活用を積極的に行い、利用拡大を図ります。

基本方針2 省エネ・省CO2活動の推進

日常生活や事業活動において、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図り、省エネ・省CO2につながる活動を積極的に推進します。

基本方針3 低炭素化につながる環境整備の推進

緑の保全を図るとともに、ヒートアイランド対策を推進し、自動車の交通流対策や公共交通機関の利用促進により、人や物の移動が効率良く行われる都市構造への転換を進めるなど、エネルギー効率のよい低炭素化につながる環境整備を推進します。

基本方針4 循環型社会の構築

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、ごみの発生抑制を最優先に資源の有効利用を推進し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めます。

2. 各主体の役割・責務

地球温暖化対策を推進していくにあたって、市民・事業者・行政の各主体は、それぞれの役割を十分認識し、**行動**することが重要です。

(1) **行政**

- 計画に掲げた温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、地球温暖化に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- 自らも事業者であることを自覚し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき率先して取り組みを行う必要があります。
- 市民・事業者の環境意識を高めるとともに、自主的な地球温暖化対策が促進されるような取り組みを行う必要があります。
- 市民・事業者や国・大阪府・近隣自治体などと連携を図りながら、取り組みを推進していく必要があります。

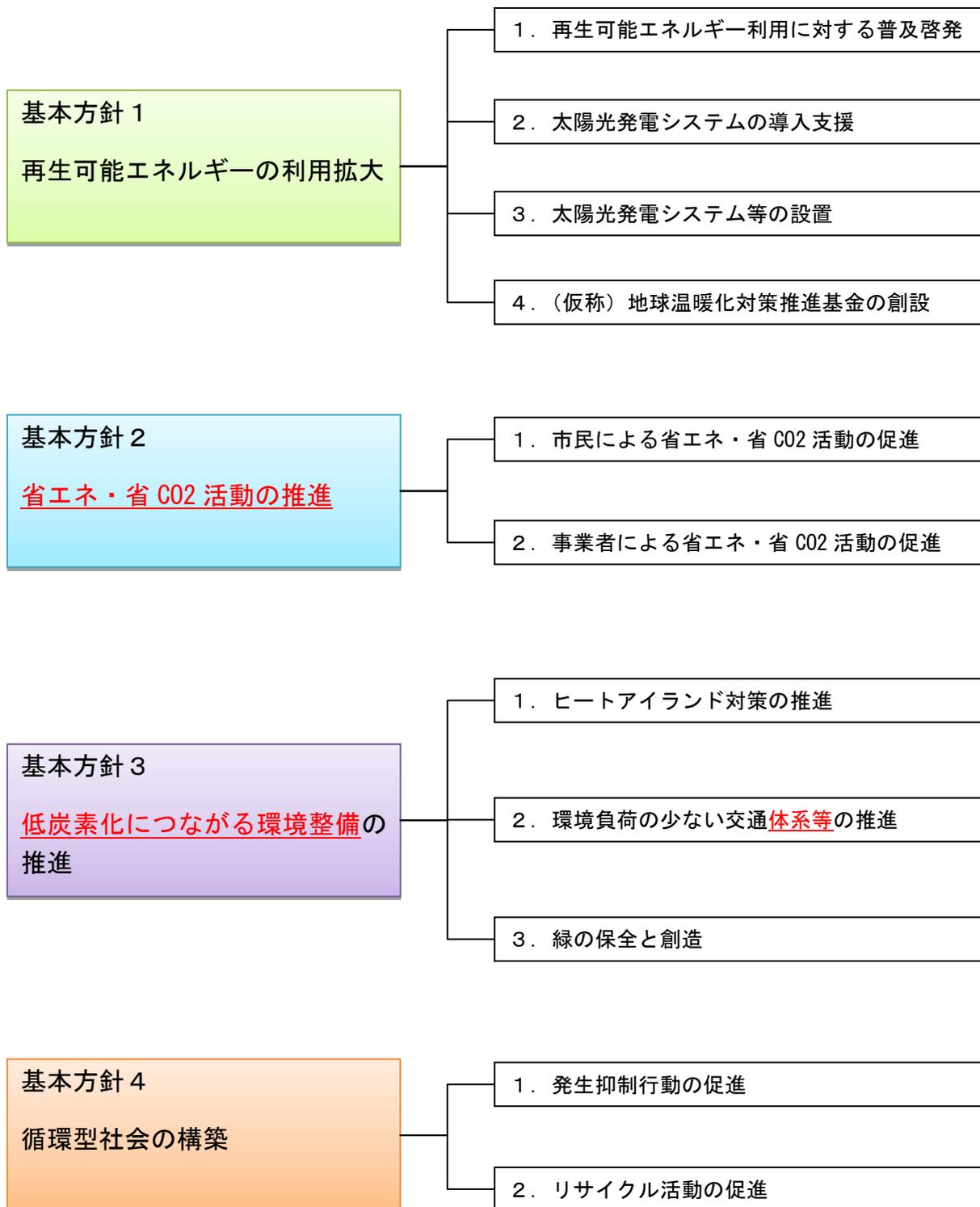
(2) **市民**

- 日常生活が地球温暖化に関連していることを理解するとともに、地球温暖化問題が市民一人ひとりの問題であることを自覚し、自分たちの力で環境を守り、育てていくといった意識を持ち、取り組みを行う必要があります。
- 行政が実施する施策に協力するとともに、地域における活動に積極的に参加する必要があります。
- 環境関連市民活動団体については、上記のほか、市民の先導的な役割を果たすとともに、自らの活動を通して市民活動への参加を促す必要があります。また、環境関連市民活動団体の間でも連携を図り、地球温暖化対策の輪をさらに広げていく必要があります。

(3) **事業者**

- 自らの事業活動が地球温暖化に関連していることを認識し、温室効果ガスの排出抑制を図る必要があります。
- 省エネ・省CO₂製品・サービスの提供など、自らの事業活動を通して温室効果ガスの排出抑制を図る必要があります。
- 行政が実施する施策に協力するとともに、地域における活動に積極的に参加する必要があります。

3. 施策体系



4. 具体的な施策

基本方針 1 再生可能エネルギーの利用拡大

1. 再生可能エネルギー利用に対する普及啓発

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用拡大に向け、導入事例・効果などの情報発信を積極的に行うとともに、NPO 法人などと連携・協力し、再生可能エネルギーに関して学習する機会を確保します。

また、本市が開催するイベントなどにおいて、グリーン電力証書を活用するなど、カーボン・オフセットの取り組みを推進することにより、再生可能エネルギーの普及を図ります。

■主な取り組み内容

- (1) 太陽エネルギー利用に対する普及啓発
- (2) 再生可能エネルギーに関する学習機会の確保
- (3) カーボン・オフセットの活用の推進

2. 太陽光発電システムの導入支援

市民・事業者に対して、太陽光発電システムの導入を促進するため、設置に係る経費の一部を助成するなど、住宅や工場等における導入を支援します。

また、戸建住宅への支援だけでなく、マンション等の共同住宅に太陽光発電システムの設置を促進するための支援策を検討します。

■主な取り組み内容

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置に対する支援
- (2) エコ工場化の促進
- (3) 共同住宅への太陽光発電システム設置に対する支援の検討

3. 太陽光発電システム等の設置

公共施設への太陽光発電システムの率先的な導入を図るため、淀川衛生事業所の敷地内に大型太陽光発電システムを設置します。

また、新設する公共施設には、原則として太陽光発電システムを導入するとともに、他の再生可能エネルギーの導入も検討します。既存の公共施設については、耐震性等を踏まえ、太陽光発電システムの導入を検討します。

NPO 法人などと連携し、市民の出資・寄付等による太陽光発電等の市民共同発電所の設置を検討します。

■主な取り組み内容

- (1) 大型太陽光発電システムの設置・運用
- (2) 公共施設への設置
- (3) 市民共同発電所の設置に向けた検討

4. (仮称) 地球温暖化対策推進基金の創設

公共施設に設置する新たな太陽光発電システムによる売電などを原資に「(仮称) 地球温暖化対策推進基金」を創設し、市域における地球温暖化対策を推進します。

■主な取り組み内容

- (1) (仮称) 地球温暖化対策推進基金の創設

基本方針2 省エネ・省CO2活動の推進

1. 市民による省エネ・省CO2活動の促進

省エネ・省CO2型のライフスタイルを促進するため、「ひらかたエコライフキャンペーン」や「ライトダウンキャンペーン」などの啓発活動を展開するとともに、チェックシートを用いて日常のCO2削減行動をチェックする「ひらかたエコチェックDAY」の取り組みを推進します。

また、市内の保育所（園）、幼稚園、小学校における環境出前授業や市民向けの環境講座を開催するとともに、環境情報コーナーを拡充するなど、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進します。

断熱性能等に優れた省エネ・省CO2型の住宅や高効率設備・機器の導入を促進するため、導入事例・効果などの情報発信を積極的に行うとともに、エネルギーやCO2を「見える化」し、省エネ・省CO2行動を促す省エネナビの貸し出しや省エネ相談会を開催します。

■主な取り組み内容

- (1) ひらかたエコライフキャンペーンの実施
- (2) ライトダウンキャンペーン等の実施
- (3) ひらかたエコチェックDAYの実施
- (4) ひらかたみんなのエコライフつうしんぼの実施
- (5) 環境出前授業・講座の実施
- (6) 環境学習施設の充実
- (7) 省エネナビの普及拡大
- (8) 省エネ相談会の実施
- (9) エコ住宅の普及促進

2. 事業者による省エネ・省 CO2 活動の促進

省エネ・省 CO2 型のビジネススタイルを促進するため、「ひらかたエコライフキャンペーン」や「ライトダウンキャンペーン」などの啓発活動を展開するとともに、事業所における省エネの進め方など、先進的な取り組み事例を踏まえた省エネセミナーを開催します。

また、ISO14001 やエコアクション 21 の認証取得、太陽光発電システムや LED 照明の導入を促進するため、経費の一部を助成するなど、事業者の省エネ・省 CO2 活動を支援します。

枚方市地球温暖化対策協議会の活動を通して、会員企業の取り組みを促進するとともに、市民・事業者の地球温暖化対策を推進します。

■主な取り組み内容

- (1) ひらかたエコライフキャンペーンの実施
- (2) ライトダウンキャンペーン等の実施
- (3) 省エネセミナーの開催
- (4) エコ工場化の促進
- (5) ISO14001・エコアクション 21 認証取得の促進
- (6) 枚方市地球温暖化対策協議会と連携した取り組みの推進
- (7) 大阪版カーボン・オフセット制度の活用

基本方針3 低炭素化につながる環境整備の推進

1. ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド現象の緩和を図るため、市民に涼感を与えるドライ型ミストの設置や夏のイベント等における打ち水の実施、緑のカーテンの全市的な普及拡大などを図り、雨水の利用など、水資源の有効利用を促進しながら、ヒートアイランド対策を推進します。

本市の一部地域は、大阪府ヒートアイランド対策推進計画における優先対策地域に該当しており、枚方市駅周辺を中心にヒートアイランド対策を推進します。

■主な取り組み内容

- (1) 枚方市駅周辺を中心としたヒートアイランド対策の推進
- (2) ドライ型ミストの導入促進
- (3) 打ち水の実施
- (4) 緑のカーテンの普及促進
- (5) 透水性・保水性舗装の推進
- (6) 雨水利用の促進

2. 環境負荷の少ない交通体系等の推進

公共交通機関や自転車・徒歩が利用しやすく、環境負荷の少ない交通体系が整備されたまちづくりをめざして、駅前広場の整備や公共交通マップを配布するなど、公共交通の利用促進と環境にやさしい交通体系の確立に向けた取り組みを推進します。また、自転車駐車場や歩行空間の整備を行うなど、自転車・徒歩の利用を促進します。

幹線道路の整備や京阪本線連続立体交差化を進めるなど、交通流対策を推進し、自動車交通の円滑化を図るとともに、環境にやさしい自動車利用を促進するため、エコドライブ講習会の開催や次世代自動車の普及啓発を行います。

道路照明等の省エネ化を図るため、道路等の照明を新設する際は、原則としてLED照明を設置するとともに、既存の照明については、LED照明への転換手法等の検討を行います。また、防犯灯についても、LED照明への更新時期や手法などの検討を行います。

■主な取り組み内容

- (1) 公共交通機関の利用促進
- (2) 自転車・徒歩の利用促進
- (3) 自動車交通流対策の推進
- (4) 環境にやさしい自動車利用の促進
- (5) 道路等照明のLED化の推進
- (6) 防犯灯のLED化の促進

3. 緑の保全と創造

森林や農地などの緑は、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収源など、多面的な機能を有しており、緑の保全と創造を推進していきます。

東部地域の里山を保全するため、里山保全活動を行うボランティアの育成や里山保全活動団体に対して補助金を交付し、活動を支援するとともに各地区の森づくり委員会の開催や里山保全活動団体との意見交換会等を実施し、里山保全の取り組みを進めます。

東部スポーツ公園や星ヶ丘公園など、公園・緑地を計画的に整備し、「緑化フェスティバル」や「花いっぱい運動」などの各種緑化啓発事業を実施します。

農の保全を図るため、大阪エコ農産物の普及や「ふれあい朝市」の開催支援、枚方市産農産物の学校給食への供給、ふれあいツアーの開催など、地産地消や「農」と市民とのふれあいを促進するための取り組みを進めます。また、豊かな水辺空間としての市民の憩いの場の提供や農業用水の確保を行うとともに、農業生産基盤の整備等を促進し、農空間の保全及び農業振興を図ります。

■主な取り組み内容

- (1) 森林ボランティアの育成
- (2) 里山保全活動への支援
- (3) 里山保全活動の促進
- (4) 公園・緑地の整備
- (5) 緑化の普及促進
- (6) 緑のじゅうたんの活用
- (7) エコ農産物の普及拡大
- (8) ふれあい朝市の開催支援
- (9) 景観形成の推進
- (10) 学校給食生鮮農産物の供給
- (11) ふれあいツアーの開催
- (12) 小学生食農体験学習の支援
- (13) 共園維持管理への支援
- (14) 農業生産基盤の整備等への支援
- (15) 農業施設維持管理への支援

基本方針 4 循環型社会の構築

1. 発生抑制行動の促進

ごみの排出抑制を徹底し、循環型社会を構築するため、市民・事業者との連携・協力により、4R（Refuse：リフューズ（無駄にごみとなるものは断る）、リデュース（Reduce：みが出ないようにする）を中心に、リユース（Reuse：できるだけ繰り返して使う）、リサイクル（Recycle：資源として再生利用する）を進め、スマートライフの普及・啓発を行うとともに、ごみ減量講演会等の実施、ごみ処理施設の見学及び廃棄物減量等推進員制度の推進により、市民のごみに対する意識向上を図ります。

また、ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量の努力に応じた費用負担の公平性の確保の観点から、家庭系ごみについて経済的な動機付けを用いたごみ処理費用負担のあり方を検討します。

事業系ごみについては、一定量以上のごみを排出する事業所を中心に減量指導を継続して行うとともに、ごみ処理の自己責任の観点から事業系ごみ処理手数料の見直しを図ります。

■主な取り組み内容

- (1) スマートライフの普及促進
- (2) ごみ減量講演会等の実施
- (3) ごみ処理施設の見学
- (4) 廃棄物減量等推進員制度の推進
- (5) 家庭系ごみ有料化の検討
- (6) 事業系ごみの減量指導

2. リサイクル活動の促進

リサイクル活動を促進するため、生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）による堆肥化モニター、EM（Effective Micro-organisms:有用微生物群）による堆肥化モニター及び段ボールによる堆肥化モニターの普及促進を実施します。

また、校区コミュニティ協議会や自治会等が行っている再生資源集団回収を促進するために再生資源集団回収報償金制度を推進するとともに、市民ボランティアと市が連携して、リユース・リサイクルを推進し、循環型社会の形成とごみの減量を進めるための施設を穂谷川清掃工場内に整備します。

■主な取り組み内容

- (1) 生ごみ堆肥化の普及促進
- (2) 再生資源集団回収報償金制度の推進
- (3) リサイクル工房の整備

5. 市民・事業者の取り組み

温室効果ガスの排出削減に向けて、市民・事業者の一人ひとりの取り組みが重要です。ここでは、市民や事業者の皆さんに求められることや取り組んでいただきたいことをお示ししています。

(1) 市民に求められること

①リビング・部屋・寝室

- ・冷房時は設定温度を 28℃、暖房時は設定温度を 20℃にする。
- ・エアコンのフィルターはこまめに掃除する。
- ・就寝時など、エアコンのタイマーを利用する。
- ・照明は必要な時と場所だけ使用し、不要な照明は消す。
- ・テレビは見たい番組だけを選び、こまめに消す。
- ・コンセントをこまめに抜く。
- ・カーテンやすだれなどを利用する。
- ・緑のカーテンを設置する。
- ・あらかじめ片付けてから部屋の掃除をする。

②キッチン

- ・冷蔵庫の開閉する回数や時間を短くする。
- ・炊飯器の保温機能はなるべく使用しない。
- ・電気ポットの保温機能はなるべく使用しない。
- ・ガスコンロの火がはみ出さないように使用する。
- ・食器を洗うときは給湯温度を低めに設定する。

③浴室・洗面所・トイレ

- ・シャワーを使う時間を短くする。
- ・歯磨きなどの際は、こまめに水道の栓を閉める。
- ・お風呂は続けて入る。
- ・風呂の残り湯を洗濯に使用する。
- ・温水洗浄便座は、ふたを閉め、設定温度を低くする。

④ごみ

- ・簡易包装の依頼、買物袋を持参する。
- ・使い捨て商品の購入を控える。
- ・詰め替えできる商品を選ぶ。
- ・食品は使い切れる分だけ買う。
- ・生ごみは十分に水切りをしてから出す。
- ・家具等の耐久消費財は、修理して長く使用する。
- ・新聞紙等の古紙類は、地域の集団回収等を利用する。
- ・不用品については、フリーマーケットやバザー等を活用してリユースを促進する。
- ・ごみは、市の排出ルールどおりに分別して出す。

⑤住宅や製品・機器の省エネ・省CO₂化

・住宅を新設・改修する際には、高気密・高断熱設計や高効率機器などの省エネ・省CO₂技術を導入する。

- ・最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスに取り替える。
- ・給湯器を高効率なものにする。
- ・LED照明にする。
- ・古いエアコンやテレビなどを省エネ型にする。
- ・太陽光発電や太陽熱温水器を設置する。

⑥自動車

- ・ハイブリッド自動車や電気自動車を選ぶ。
- ・不要な荷物は積まない。
- ・タイヤの空気圧はこまめにチェックする。
- ・自動車の発進時はゆるやかにアクセルを踏み込む。
- ・早めにアクセルを離し、エンジnbrakeキを活用する。
- ・不必要なアイドリングを止める。
- ・あらかじめ走行ルートや行き先を決めてから出発する。

⑦その他

- ・地球温暖化対策に関するイベント等に参加する。
- ・打ち水を行う。
- ・買い物の際は、地元産の食品を購入する。
- ・雨水タンクの設置など、雨水の有効利用に取り組む。
- ・カーボンオフセット商品などを選択する。
- ・省エネナビの導入等エネルギーやCO₂の「見える化」を行う。

(2) 事業者求められること

①組織体制

- ・環境マネジメントシステムを導入する。
- ・地球温暖化対策行動計画等を策定する。
- ・エネルギー管理体制を構築する。

②省エネ・省CO₂行動

- ・研修を実施するなど、社員の環境意識を高める。
- ・省エネ・省CO₂行動を実践する。
- ・製品を製造する事業者はその製品が廃棄物となったときに資源循環が容易に行えるようにする。
- ・事業活動に際しては、再生品をなるべく使用する。
- ・ごみの減量や資源化を行う。
- ・環境に配慮した製品・サービスを提供する。
- ・雨水タンクの設置など、雨水の有効利用に取り組む。
- ・打ち水を行う。

- ・緑のカーテンを設置する。
- ・敷地内を緑化する。
- ・雨水貯留施設を設置し、活用する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・ハイブリッド自動車や電気自動車を選ぶ。
- ・公共交通機関を利用する。

③建物や設備・機器の省エネ・省CO₂化

- ・建築物を新設・改修する際には、高気密・高断熱設計や高効率機器などの省エネ・省CO₂技術を導入する。
- ・最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスを導入する。
- ・LED照明を導入する。
- ・再生可能エネルギーを導入する。
- ・高効率な設備・機器を導入する。

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえ、自主的・積極的に取り組みを推進するとともに、相互に連携・協力して推進していきます。

(1) 枚方市環境行政推進本部

「枚方市環境行政推進本部」で地球温暖化対策について、総合的な調整を行い、本計画を推進します。

(2) 環境関連市民活動団体

中間支援組織である「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」などの環境関連市民活動団体と連携・協力を図りながら、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

(3) 枚方市地球温暖化対策協議会

「枚方市地球温暖化対策協議会」と連携・協力を図りながら、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

(4) 国・大阪府・近隣自治体

国・大阪府・近隣自治体と連携・協力を図りながら、広域的な視点から地球温暖化防止に向けた取り組みを推進します。

2. 計画の進行管理

本計画は、環境基本計画や施策評価制度との整合を図りながら進行管理を行います。また、地域の温室効果ガスの排出量や施策・事業の進捗状況等の結果については、学識経験者・市民・各種団体などの委員で構成している「枚方市環境審議会」に報告し、意見・提言を受けるとともに、「ひらかたの環境（環境白書）」やホームページ等で公表します。